

**展示会知的財産権保護弁法
(改訂版)**

2011年8月3日

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

展示会知的財産権保護弁法 (改訂版)

第一章 総則

第一条

展示会期間中の知的財産権の保護を強化し、展示会業界の秩序を擁護し、展示会業界の健全な発展を促進するために、「中華人民共和国対外貿易法」、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国著作権法」及び関連する行政法規などに基づき、本弁法を制定する。

第二条

本弁法は、中華人民共和国の国内に開催される各種の経済技術貿易展覧会、展示即売会、博覧会、交易会、展示会などの活動における専利、商標、著作権の保護に適用する。

第三条

展示会の管理部門と知的財産権行政管理部門は、展示会期間中における知的財産権の保護に対する調整、監督、検査を強化し、展示会の正常な交易秩序を擁護しなければならない。

知的財産権行政管理部門は、法律の規定により、展示会の知的財産権保護状況について、法執行・検査を実施することができる。

第四条

展示会主催者は、法により知的財産権の権利者の合法的權益を擁護しなければならない。展示会主催者は、出展募集を行なうときに、知的財産権関連において出展者に対する保護や、出展項目（展示品、展示用看板及び関連の宣伝資料）の知的財産権状況に対する審査を強化しなければならない。展示会期間中において、展示会主催者は、知的財産権行政管理部門による知的財産権の保護活動に積極的に協力しなければならない。如何なる理由でも法執行を妨害、邪魔したり、権利侵害違法企業をかばってはならない。

展示会主催者は、出展者と出展期間中における知的財産権の保護に関する条項又は契約を締結する方式で、展示会における知的財産権の保護活動を強化することができる。前述条項又は契約の内容は、わが国の法律、法規及び行政規則に合致しなければならない。

第五条

出展者は、合法的に出展するものとし、他人の知的財産権を侵害してはならず、かつ知的財産権行政管理部門又は司法部門による調査、閉鎖、差し押さえなどの法執行活動に協力しなければならない。

業種協会又は商会・協会は出展を組織した場合、展示会の管理部門、知的財産権行政管理部門、展示会主催者、展示会の苦情機構と協力して、知的財産権の保護活動を展開しなければならない。

第二章 苦情処理

第六条

展示会の期間が三日以上（三日を含む）で、かつ以下に掲げる状況のいずれかに該当する場合、展示会主催者は、展示会期間中において知的財産権の苦情機構を設けなければならない。

- (一) 各級政府と政府部門が主催する展示会
- (二) 国内外において知名の展示会
- (三) 知的財産権トラブルが頻発する展示会

苦情機構を設けたる場合、展示会主催者は、展示会の主催地の知的財産権行政管理部門に、職員を展示会に派遣するよう要請し、かつ必要な執務条件を提供しなければならない。展示会主催者の要請を受け、展示会の主催地の知的財産権行政管理部門は、職員を展示会に派遣し、かつ法により権利侵害事件を処理しなければならない。

第一項に合致せず、苦情機構を設けていない場合、展示会主催地の知的財産権行政管理部門は、展示会における知的財産権の保護に対する指導、監督及び関連事件の処理を強化しなければならない。展示会主催者は、「展示会知的財産権保護弁法」、展示会主催地の関連する知的財産権行政管理部門の連絡先、連絡方式などを、展示会場や展示館の顕著な位置で公表しなければならない。

第七条

展示会における知的財産権苦情機構は、展示会主催者、展示会の管理部門、専利、商標、版權著作権など知的財産権行政管理部門からの人員からなるものとし、その職責は以下のようなものを含む。

- (一) 知的財産権の権利者からの苦情を受け付け、知的財産権侵害の疑いがある展示品による展示会期間中の展示を一時停止する
- (二) 関連する苦情資料を関連する知的財産権行政管理部門へ移送する
- (三) 苦情の処理を調整、督促する
- (四) 展示会における知的財産権の保護に関する情報を統計、分析する
- (五) その他の関連事項

第八条

知的財産権の権利者は、展示会の苦情機構に苦情を申立てることができ、直接知的財産権行政管理部門に苦情を申立てることもできる。権利者は苦情機構に苦情を申立てる場合、以下のような資料を提出しなければならない。

- (一) 適法かつ有効な知的財産権の権利帰属証明。発明専利に係るときは、専利証、専利公報、専利権者の身分証明書、専利のステータス状態証明を、実用新案又は意匠専利に係るときは、(国務院)専利行政管理部門が関連する実用新案又は意匠について検索、分析と評価を実施した後の専利評価報告書を、商標に係るときは、商標登録の証明文面（苦情申立人のサイン押印による確認が必要）、商標権利者の身分証明書を、著作権に係るときは、著作権の権利証明、著作権者の身分証明書を、それぞれ提出しなければならない
- (二) 権利侵害の疑いがある当事者のブース番号とブースに記載される会社名称
- (三) 権利侵害の疑いがある理由と証拠
- (四) 苦情申立を代理人に委任しているときは、授權委任状を提出しなければならない

第九条

本弁法の第八条の規定に合致しない場合、展示会の知的財産権苦情機構は、苦情申立人又は請求人に関係資料を補充するよう速やかに通知しなければならない。補充がなされていない場合に、苦情を受け付けない。

第十条

苦情申立人は、偽りの苦情資料を提出し、又はその他の事実と合っていない苦情申立によって、被申立人に損失をもたらした場合、それ相応の法的責任を負わなければならない。

第十一条

展示会の知的財産権の苦情機構は、本弁法の第八条の規定に合致する苦情資料を受領した後、24時間以内に、それを関連する知的財産権行政管理部門に移送しなければならない。ただし、苦情申立人と苦情被申立人が移送しないことに書面にて合意した場合は除く。

第十二条

地方の知的財産権行政管理部門は、苦情又は処理の請求を受け付けた場合、展示会主催者に通知し、かつ速やかに苦情被申立人又は被請求人に通知しなければならない。

第十三条

知的財産権侵害に関する苦情又は請求を処理する手続において、地方の知的財産権行政管理部門は、展示会の展示期間に基づき、苦情被申立人又は被請求人の答弁期限を指定することができる。

第十四条

苦情被申立人又は被請求人が答弁書を提出した後、更なる調査が必要とされる場合を除き、地方の知的財産権行政管理部門は、速やかに決定を行い、かつ双方の当事者に送付しなければならない。

双方の当事者は、知的財産権行政管理部門の立会いで口頭答弁を行なうことを請求できる。

苦情被申立人又は被請求人が期限を過ぎても答弁書を提出しなかった場合、地方の知的財産権行政管理部門による決定行為には影響しない。

第十五条

展示会主催者は、展示会知的財産権保護に関する統計分析業務を適切に行い、かつ展示会が終了後30日以内に、関連情報を展示会知的財産権データセンターに報告しなければならない。展示会知的財産権データセンターは、苦情機構を設けた展示会の名簿と展示会知的財産権保護に関連する統計分析状況を定期的に公表しなければならない。

出展者が展示会期間において権利侵害をしたと認定された場合、展示会主催者は展示会が終了後30日以内に、権利侵害の関連情報を展示会知的財産権データセンターに報告送付しなければならない。展示会知的財産権データセンターは、関連する権利侵害情報をデータベースに入力し、インターネットで公表しなければならない。

第十六条

展示会が終了した後、関連する知的財産権行政管理部門は、関連する処理の結果を展示会主催者に通告しなければならない。展示会主催者は、処理の結果を受けて30日以内に、

関連情報を展示会知的財産権データセンターに報告送付しなければならない。

苦情被申立人が権利侵害をしたと認定された場合、苦情申立人は、知的財産権行政管理部門から発行された書面による処理決定又は人民法院から下され発効した判決を持参して、展示会知的財産権データセンターにバックアップすることができる。展示会知的財産権データセンターは、関連する材料をデータベースに入力し、インターネットで公表しなければならない。

第三章 展示会期間中における専利の保護

第十六七条

展示会の苦情機構が地方の知識産権局による協力を必要とする場合、地方の知識産権局は、積極的に協力し、展示会における知的財産権の保護活動に参加しなければならない。展示会期間中における地方の知識産権局の業務は、以下のようなものを含むことができる。

- (一) 展示会の苦情機構から移送された、専利権侵害の疑いがあるものに関する苦情を受け付け、専利に関する法律法規の関連規定により処理を行なう
- (二) 専利権侵害の疑いのある展示項目に関する専利権侵害紛争の処理請求を受け付け、専利法第六十条の規定により処理を行なう
- (三) 専利詐称の疑いのある展示項目に関する通報を受け付け、又は職権により展示項目における専利詐称行為を取り締まり、専利法第六十三条の規定により処罰を与える

第十七八条

以下のような状況のいずれかに該当する場合、地方の知識産権局は、専利権侵害に関する苦情又は処理の請求を受け付けない。

- (一) 苦情申立人又は請求人は既に人民法院に専利権侵害訴訟を提起した
- (二) 専利権は無効宣告請求手続中にある
- (三) 専利権について権利帰属紛争があり、人民法院による審理手続中又は専利業務管理部門による調停手続中にある
- (四) 専利権が終了しており、専利権者は権利回復手続を行なっている

第十八九条

地方の知識産権局は、苦情被申立人又は被請求人に通知するときに、その場で即時に調査による証拠収集をし、事件と関連する文書を閲覧、複製し、当事者に尋ね、写真やビデオ撮影などの方法で現場検証し、又はサンプリングによる証拠収集をすることができる。

地方の知識産権局は証拠を収集するときに、記録を残し、担当職員と証拠収集される当事者にサイン押印してもらわなければならない。証拠収集される当事者がサイン押印を拒否する場合、記録にその原因を明記しなければならない。他の人が現場にいる場合、同時に他の人にサインしてもらうこともできる。

第四章 展示会期間中における商標の保護

第十九二十条

展示会の苦情機構が地方の工商行政管理部門による協力を必要とする場合、地方の工商行政管理部門は、積極的に協力し、展示会における知的財産権の保護活動に参加しなけれ

ばならない。展示会期間中における地方の工商行政管理部門の業務は、以下のようなものを含むことができる。

- (一) 展示会の苦情機構から移送された、商標権侵害の疑いがあるものに関する苦情を受け付け、商標に関する法律法規の関連規定により処理を行なう
- (二) 商標法第五十二条の規定に合致する商標専用権侵害に関する苦情を受け付ける
- (三) 職権により商標違法事件を取り締まる

第二十二二条

以下のような状況のいずれかに該当する場合、地方の工商行政管理部門は、商標権侵害に関する苦情又は処理の請求を受け付けない。

- (一) 苦情申立人又は請求人は既に人民法院に商標権侵害訴訟を提起した
- (二) 商標権は既に消滅し、又は取り消された

第二十二三条

地方の工商行政管理部門は受付を決定した後、商標に関する法律法規などの関連規定により調査と処理を行なうことができる。

第五章 展示会期間中における著作権の保護

第二十二三条

展示会の苦情機構が地方の著作権行政管理部門による協力を必要とする場合、地方の著作権行政管理部門は、積極的に協力し、展示会における知的財産権の保護活動に参加しなければならない。展示会期間中における地方の著作権行政管理部門の業務は、以下のようなものを含むことができる。

- (一) 展示会の苦情機構から移送された、著作権侵害の疑いがあるものに関する苦情を受け付け、著作権に関する法律法規の関連規定により処理を行なう
- (二) 著作権法第四十八条の規定に合致する著作権侵害に関する苦情を受け付け、著作権法の関連規定により処罰を与える

第二十二四条

地方の著作権行政管理部門は、苦情又は請求を受け付けた後、以下のような手段を採用して証拠を収集することができる。

- (一) 権利侵害の疑いがある行為に関連する文書ファイル、帳簿及びその他の書面の資料を閲覧、複製する
- (二) 権利侵害の疑いがある複製品展示品について、サンプリングして証拠を収集する
- (三) 権利侵害の疑いがある複製品展示品について、登記して保存する

第二十二五条

以下のような状況のいずれかに該当する場合、地方の著作権行政管理部門は、著作権侵害に関する苦情又は処理の請求を受け付けない。

- (一) 苦情申立人又は請求人は既に人民法院に著作権侵害訴訟を提起した
- (二) 著作権について権利帰属紛争があり、人民法院による審理手続中、仲裁機構による仲裁手続中、又は著作権の行政管理部門による調停手続中にある
- (三) 著作権の保護期間は既に終了した

第六章 法的責任

第二五六条

知的財産権侵害の疑いがあることに関する苦情について、地方の知的財産権行政管理部門は権利侵害が成立すると認めた場合、法により出展者を処理するものとし、展示会主催者はこれに協力しなければならない。権利侵害と認定された展示品について、苦情申立人は写真やビデオ撮影などの方法で証拠を収集することができる。

第二六七条

専利権侵害の疑いがあることに関する処理の請求について、地方の知識産権局は、権利侵害が成立すると認めた場合、専利法第十一条に定められた販売の申し出行為を禁止する旨の規定、及び専利法第六十条に定められた権利侵害者に権利侵害行為を即時停止するよう命じる旨の規定により、処理の決定を下すものとし、被請求人に対し、展示会から権利侵害展示品を除去し、権利侵害展示品を紹介する宣伝資料を廃棄し、権利侵害項目を紹介する展示用看板を交換するよう命じなければならない。

第二七八条

展示会期間中において、専利詐称行為がある場合、地方の知識産権局は、専利法第六十三条の規定により、処罰を与えなければならない。

第二八九条

商標事件に関する処理の請求について、地方の工商行政管理部門は、権利侵害が成立すると認めた場合、「商標法」、「商標法实施条例」などの関連規定により、処罰を与えなければならない。

第二九三十条

著作権及び関連する権利の侵害に関する処理の請求について、地方の著作権行政管理部門は、権利侵害が成立すると認めた場合、著作権法第四十八条の規定により処罰を与えるものとし、権利侵害展示品及び権利侵害展示品を紹介する宣伝資料を没収、廃棄し、展示項目を紹介する展示用看板を交換しなければならない。

第三十一条

調査を経て、申立てられ又は請求された展示項目が、人民法院又は知的財産権行政管理部門から、権利侵害が成立すると判定する旨の判決又は決定を下され、かつ法的効力を生じた場合に、地方の知的財産権行政管理部門は、直接第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条及び第三十条に定められた処理決定を下すことができる。

第三一二条

請求人が被請求人による権利侵害展示行為の差止めを請求するほか、さらに同一の被請求人によるその他の知的財産権侵害行為の差止めを請求する場合、地方の知的財産権行政管理部門は、その管轄区域内において発生している権利侵害の疑いがある行為について、知的財産権に関連する法律法規及び規則の規定により処理することができる。

第三十三三条

出展者による権利侵害行為が二回以上連続して成立する場合、展示会主催者は、かかる出展者の次回展示会への参加を禁止しなければならない。出展者が発効した知的財産権トラブル裁決を履行せず引き続き権利侵害展示品を出展し、複数の知的財産権を侵害し、何度も権利侵害を繰り返す、又はその他の情状が深刻な権利侵害行為を行った場合、展示会主催者は、出展者の自社主催のあらゆる展示会への参加を禁止することができる。

第三十三四条

主催者が展示会における知的財産権の保護に最善を尽くしておらず、又は材料を展示会知的財産権データセンターへ適時に報告送付しない場合、展示会の管理部門は、主催者に警告を与えるものとし、かつ情状に応じて、それによる再度の展示会主催申請を拒絶しなければならない。

第七章 附則

第三十四五条

展示会が終了した時点で事件の処理がまだ終了していない場合、事件に関連する事実と証拠は展示会主催者の確認を経て、展示会主催地の知的財産権行政管理部门がそれを 15 日営業日以内に、管轄権を有する知的財産権行政管理部门へ移送して、法により処理しなければならない。

第三十五六条

本弁法でいう知的財産権行政管理部门とは、専利、商標及び~~版權~~著作権の行政管理部门を指し、本弁法でいう展示会の管理部門とは、展示会の審査許可又は登記部門を指すし、本弁法でいう展示会主催者とは、展示会の実施案とスケジュールの作成に責任を負い、出展者募集や展示会運営について統一計画、組織、案配を行い、かつ主要責任を負う機構を指し、本弁法でいう展示会知的財産権データセンターとは、国务院商務主管部門から展示会知的財産権データサービス業務を委託された機構を指す。

第三十六七条

本弁法は、2011年 月 日から施行する。